

横浜市立大学論叢

第72巻 社会科学系列 第1号

論 説

アントレプレナーシップ教育の科目種別効果

—九州大学と横浜市立大学における

「座学系」「PBL系」「起業家講演系」科目的効果検証から—

芦澤 美智子・松永 正樹・渡邊 万里子 … 1

訪都外国人観光者の観光行動におけるオリンピック・パラリンピック回避意向の表出

—東京2020大会時に対する予察—

有馬 貴之・南 聰一郎・丹羽 菜生・稻垣 具志・秋山 哲男 … 25

エビデンスに基づく政策立案(EBPM)研究の現状と課題

—業績マネジメント研究との比較検討—

黒木 淳 … 53

ワーク・ライフ・バランスの要因分析

—福井県の男女共同参画に関する県民調査を用いて—

小泉 大輔・黒木 淳 … 77

第三帝国の戦争政策とユダヤ人迫害

—ポーランド1939年9月～1941年6月—

永岑 三千輝 … 93

判例評駁

代表取締役について不正会計等を防止するための監視義務及び内部統制システム

を構築すべき義務を怠ったとはいえないとされた事例(リゾー教育事件)

長畑 周史 … 137

歴史回顧

横浜市における高等教育機関の成立

—横浜高工、横浜高商、そしてY専をめぐって—

齊藤 敏惑 … 155

第三帝国の戦争政策とユダヤ人迫害 —ポーランド1939年9月～1941年6月—

永 岑 三千輝

はじめに

1. 奇襲攻撃・電撃的制圧とポーランド人指導者層の殲滅
2. 総督府統治と保留地構想段階の追放——1940年春まで
3. 対英仏戦争と追放・ゲットー化強行——1941年春まで
4. 全般的衰弱・大量的餓死への道

おわりに

——対ソ戦勝利の確信のもとでの新たな追放構想——

はじめに

これまでの欧米の研究の到達点を踏まえた見地から、膨張的ナショナリズムによるユダヤ人迫害・強制移住・殺戮が開戦とともに急速に過激化し、戦争の長期化・総力戦化・世界大戦化により累進的段階的に迫害・殺戮が先鋭化したことに触れた。それは何も特別なことではなく、すでに、第三帝国ユダヤ人政策の研究で古典的と称されるアーダムの研究が「戦争とユダヤ人とを結びつける中で狂気へと向かった」ダイナミズム、追放政策から絶滅政策への移行を第二次大戦の画期と対応させつつ指摘している¹。

拙稿の一貫した問題意識、研究史批判的な問題意識についてここで一言

¹ Uwe D.Adam, *Judenpolitik im Dritten Reich*, Düsseldorf 1972.

すれば、ヒトラー・ナチズムの「生存圏」獲得を目指す人種主義的で膨張的なナショナリズムと帝国主義、その必然的暴発としての征服戦争・世界戦争、その挫折・敗北過程という中心的政策との関連で、その一要素・部分現象として反ユダヤ主義やホロコーストを位置付けるという見地である。「わが闘争」は、第1巻副題「清算」²が端的に示しているように第一次大戦の敗北・ヴェルサイユ体制を「清算」して、捲土重来、生存圏確保・拡大を目指し、東方大帝国建設（ソ連とその周辺国家の征服）を一貫して目標とした³。その発動としての独ソ戦での2500万人とも2700万人ともいわれるソ連の犠牲者を適切に歴史像に位置づけ、たとえば、対ソ戦の最初の半年間に数百万のソ連戦時捕虜を餓死させたことを同じ半年間のユダヤ人殺戮50万と対比して、立体的に理解することが必要だという見地である⁴。それは、「清潔な国防軍」神話を否定した90年代国防軍犯罪展などの啓蒙を通じて広く明らかになった国防軍と親衛隊・警察との分業関係を適切に把握する見地でもある⁵。

² Hitler, *Mein Kampf*, Eine kritische Edition, hrsg. v. Christian Hartmann, Thoman Vordermayer, Othmar Plöckinger, Roman Töppel, München-Berlin 2016, S.87.

³ 「レーベンスラウム」の構想史については、ウルリケ・ユーライト「ある種の幻肢痛——戦間期のレーベンスラウム構想」石田勇治・川喜田敦子編「ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ」（勉誠出版、2020）第四章。ヒトラーの征服と支配の正当化イデオロギー、人種衛生学の人種主義研究史における位置づけは、アンジェラ・サイニー「科学の人種主義とたたかう——人種概念の起源から最新のゲノム科学まで」（東郷えりか訳、作品社、2020）、75-81。

⁴ 東方（ソ連とその周辺）における大量殺害はヒムラー・親衛隊の犯罪で「清潔な」国防軍は加わっていないという神話を覆す諸研究も「絶滅戦争」を使う。Hannes Heer/Klaus Naumann (Hrsg.), *Vernichtungskrieg*, Hamburg 1995.しかし、最初の半年だけでも国防軍は、ソ連兵士捕虜三百数十万のうち2百万人以上を餓死凍死させた。拙著「ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆 1941-1942」（同文館、1994）、225。これはソ連征服というヒトラー第三帝国の戦争政策の根本との関連でのみ理解が可能である。

⁵ Hamburger Institut für Sozialforschung (Hrsg.), *Verbrechen der Wehrmacht. Dimensionen der Vernichtungskrieges 1941-1944*. 2., erweiterte Auflage, Hamburg 2002.

一言でいえば、民族帝国主義の体系の中で反ユダヤ主義を位置付けるという方法意識である。ヴェルサイユ体制を不当と感じ、反対していたのはドイツ国民の圧倒的多数であった。しかし、ヒトラー・ナチズムの論理は膨張的な東方への「生存圏」⁶獲得にあった。その構想と論理は、草稿のまま未公刊にされた（したがって秘密にされた）『ヒトラー第二の書』（立木勝訳、成甲書房、2004）、『統・わが闘争』（角川文庫、2004）において「粗野な、激しい言葉」（同、402）で吐露されている⁶。それが示すのは、ナチズムを「ドイツ保守主義の一系譜」とみるだけでは不適当だということである。ナチズムをドイツ保守主義の系譜に属するものとして大衆的基盤の形成・動員の理解では意味あるとしても、世界戦争を発動し二度目の世界戦争を遂行するナチズムのダイナミズムと独自性を総体的に把握することはできないであろうという問題意識でもある。第三帝国の諸勢力・権力エリートの相互関係、権力の構造、そこにおける伝統的諸勢力との同盟から融合への移行をみるとどまらず、さらに進んで総力戦下での融合の実態をみるべきではないか、そして融合から亀裂への過程においてみるべきだということでもある。伝統的勢力とヒトラー・ナチ党首脳部の亀裂と前者によるクーデター計画は総力戦敗退という戦時期の分析なしに理解しえないのであり、権力構造内部の変遷を戦争総体のなかで見ることでしか、把握できないという見地である⁷。

意図派と機能派の論争と実証研究の積み重ねで明らかになってきている

⁶『ヒトラー第二の書』（立木勝訳、成甲書房、2004）、『統・わが闘争』（角川文庫、2004）。

⁷拙稿「第三帝国の国家と経済——ヒトラーの思想構造に即して」遠藤輝明編『国家と経済』（東京大学出版会、1982）。村瀬興雄『ナチズム——ドイツ保守主義の一系譜』（中公新書、1979）。ヒトラーには伝統的支配層を膨張的世界強国建設に統合していく理念と政策体系が核心（現実のその露呈は段階を追う）にある。伝統的支配層とヒトラー・ナチス指導部の同盟から融合への展開を描く山口定『ナチ・エリート——第三帝国の権力構造』（中公新書、1976）も、戦時期分析は欠如している。

ことだが、ヒトラーがユダヤ民族の絶滅をめざしていたなどというのは、彼の思想と政策の体系を見失った見方である。ヒトラー・ナチスがドイツ国民大衆を引き付け、その国民的エネルギーを高揚させたのは、反ユダヤ主義ではなく（それが第一ではなく）、ヴェルサイユ体制からの解放に集約されるナショナリズムであり、ひとたびその解放を実現した暁での膨張への飛躍、生存圏の獲得、世界強国を再建するナショナリズム、すなわち「民族社会主义革命 (Revolution des Nationalsozialismus)」⁸ とその栄光（実際には、そして帰結から見れば幻想）ではなかったのか。こうした転回を踏まえるという見地がホロコースト研究・叙述において軽視され、ホロコースト全般の叙述において適切に位置づけられていないのではないか。こうした歪みは、両大戦間の世界列強の支配的潮流を見失い、東方大帝国建設を目指した第三帝国の敗北を知った上での歴史意識ではないか。それは、六百万人というユダヤ人殺戮の帰結だけを見た結果論にすぎないのではないか⁹。ヒトラー・第三帝国の完全な敗北という最終的結果だけをみれば、東方大帝国建設という基本目標があたかも初めからなかったかのように消えうせたのに対し、その基本目標達成ための戦争過程、その敗北過程で帰結した600万人のユダヤ人という殺戮だけが、あたかも最初からの目標の顕著な決定的実現と見えているのではないか。したがって、これまでのホロコースト研究は、それを目標としていたかの如く錯覚してきたのではないか¹⁰。単純化していえば、ヒトラーと第三帝国の民族主義（民族帝国主義）

⁸ Diensttagebuch des deutschen Generalgouverneurs in Polen, 19. 4. 1941, PS-2233, IMG, Bd. 29, S.471.

⁹ ヴォルフガング・ベンツ『ホロコーストを学びたい人のために』（柏書房、2004）、同『ナチス第三帝国を知るための101の質問』（齊藤寿雄訳、現代書館、2007）、芝健介『ホロコースト——ナチスによるユダヤ人大量殺戮の全貌』（中公新書、2008）。

¹⁰ 「絶滅過程の調査としてはまだ凌駕がされていない画期的な総合的著作」（マラス）、「この問題に関して最も権威ある書」（栗原優）と評されるラウル・ヒルバーグ『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』（上）（下）（望田幸男・原田一美・井上茂子訳、柏書房、1997）、訳者解説、（下）420。

の目標とその手段の混同ではないか。

膨張的ナショナリズムの意味合いについて、付言しておけば、それとは対立的なナショナリズムもあり、同じナショナリズムといつてもその諸形態は厳密には諸政党・諸個人に即して区別してみていく必要があるということである。たとえば、第一次大戦後結成されたドイツ民主党のなかでも航空機産業の開拓者フーゴー・ウンカースのような国際主義的ナショナリズムがある。また、同じく創立間もないドイツ民主党に入党したマックス・ウェーバーは、ドイツ・ナショナリズムの精神で一貫していたが、戦時中、併合主義的ナショナリズム（ドイツ祖国党のそれ）には厳しく反対で、非併合主義的な団体「自由と祖国のための人民同盟」に加わっていたという。つまり、自由主義的民主主義的ナショナリズムもある¹¹。

ユダヤ人迫害のイデオロギーとしての反ユダヤ主義も、ヨーロッパ、キリスト教社会の二千年の歴史を貫通する側面を持つと同時に、その発現の諸要因と強弱、迫害の程度・規模などは、それぞれの時代とそれぞれの社会・国ごとに違っている¹²。ドイツにおいても、またナチ党の歴史においても、一貫性の面と全体的権力状況とのかかわりでの段階的相違の面を見ていかなければならない。その方法的見地で反ユダヤ主義の膨張的ナショナリズムの過激化との相関関係の中でホロコーストの展開をたどっていきたい¹³。

その膨張的ナショナリズムであるが、第三帝国のポーランド攻撃・戦闘・

¹¹ 摘稿「航空機開発戦略と国際主義——ウンカースとデートマンの闘い——」『横浜市立大学論叢』社会科学系列、71-1。安藤英治〔聞き手〕、危嶋庸一〔編〕、今野元〔訳〕、「回想のマックス・ウェーバー——同時代人の証言——」（岩波書店、2005）、199。

¹² ゲットーの歴史も古く、また時代と地域によりその形成要因・展開も多様である。ルイス・ワース「ユダヤ人問題の原型・ゲットー」（今野敏彦訳、明石書店、1993）。十字軍の開始が迫害の最初の過激化を引き起こした（29ページ）。

¹³ 2千年以上の反ユダヤ主義のなかでの第三帝国の位置は通史的網羅的なレオン・ポリアコフ『反ユダヤ主義の歴史』全5巻（菅野賢治ほか訳、筑摩書房、2005～2007）。

占領がまさにその決定的な過激化の第一段階であった。この段階でユダヤ人はどのような状態に置かれたのか。一年七か月後、すなわち、独ソ戦開始直前の1941年3月までにナチ国家に提起されていた問題群はどのようなものであったのか。その状況のなかでユダヤ人はどうした位置に置かれていたのか。ヒトラー・ナチ国家はその問題群をどのように解決していくとしたのか。こうしたことをVEJ史料集第4巻に依拠して¹⁴確認しておきたい¹⁵。

1. 奇襲攻撃・電撃的制圧とポーランド人指導者層の殲滅

【ポーランド攻撃準備】

列強英仏伊とのミュンヘン協定でズデーテンを併合し、さらにチェコ人を主たる住民とするベーメン・メーレンを保護領支配下に置いたヒトラーは、ポーランドに対しても要求を突き付けた。彼の要求には、ヴェルサイユ条約で飛び地領土になったオストプロイセンへの「回廊」通過アウトバーンと鉄道連絡、ダンツィヒのドイツへの合併、そして反コミニテルン協定への参加があった。ポーランドを第三帝国のジュニアパートナーにし、勢力圏拡大を図ろうとした。それは、『わが闘争』以来の「ロシアとその周辺」

¹⁴ Die Verfolgung und Ermordung der europäischen Juden durch das nationalsozialistische Deutschland 1933 – 1945(VEJ), Bd.4: Polen September 1939 – Juli 1941. Bearbeitet von Klaus-Peter Friedrich, München 2011.

¹⁵ 抽稿の主要な目的の一つがホロコースト否定論の歴史科学的批判である。この問題での実証的歴史研究の重要性に関して。リン・ハント『なぜ歴史を学ぶか』(長谷川貴彦訳、岩波書店、2019)でも、「歴史的真実を確定することは、決定的に重要である。それがなければ、政治家のうそやホロコースト否認論者に対抗することはできない」(同、27)と。インターネット経由のあからさまな嘘の蔓延・増殖を防ぐためには、実証的ホロコースト研究、その正確な歴史理解に基づく反批判、その普及が必要である。セルゲイ・チャコティン『大衆の強奪——全体主義政治宣伝の心理学』(佐藤卓実己訳、創元社、2019)も、この文脈で重要な素材を提供。ヨーロッパにおける否定論とその批判、刑事立法に関する最新情報は、ニコライ・コーポソフ著橋本伸也訳「[フランス・ヴィールス]——ヨーロッパにおける刑事立法と記憶の政治——」「思想」1157、2020.9参照。

を支配下に置く東方大帝国建設に必要不可欠な一歩であった。将来の対ソ戦争までを構想すれば、その進撃地ともなるはずのものであった。その要求の見返りにヒトラーが保証したのは1934年締結の不可侵条約の延長であり、国境保証であった。プロイセン、オーストリア、ロシアによる150年近い分割支配から解放されて独立国家を樹立してわずかに20年のポーランド政府は、こうした従属国家化の諸条件に同意しようとはしなかった。39年4月、ヒトラーはポーランド攻撃「白作戦(Fall Weiß)」¹⁶の準備を命令し、同月、不可侵条約の破棄を通告した。5月23日の会議で9月1日までの戦争準備完了を命じた。ドイツ人の「国民的政治的統一」はこの6年間に達成した。これ以上の成果は、「戦争と流血なしには達成できない」と¹⁷。

【独ソ不可侵条約】

その後少しして彼は新しい同盟者を得た。リッベントロップとモロトフが39年8月23日に独ソ不可侵条約に署名したのである。ヒトラーの民族帝国主義とスターリンの大國主義が手を結んだ。それには秘密の追加議定書があった。独ソ両同盟国はポーランド分割で合意した。その一日前、ヒトラーはオーバーザルツベルクで指導的将軍たちに対し目前に迫っている戦争をいかにとらえているかを明言した¹⁸。

【指導者層の除去とポーランド人の労働奴隸化方針】

「ポーランドの絶滅(Vernichtung Polens)が前面にある。目標は生命

¹⁶ ヒトラーの戦争指令第1号。ヒュー・R・トレヴァー=ローパー編『ヒトラーの作戦指令書』(滝川義人訳、東洋書林、2000)、32-34。

¹⁷ IMG, Bd.1, S.42.

¹⁸ VEJ, Bd.4, S.24. 独ソ不可侵条約調印は世界中に打電され、日独伊防共協定の日本では歐州政情「複雑怪奇」と平沼騏一郎内閣を総辞職に追い込み、反戦・反ファシズム運動の中心と思われていたソ連に対する幻滅を世界いたるところに広めた。ヴァルター・ベンヤミン「[新訳・評注]歴史の概念について」(鹿島徹訳・評注、未来社、2015)、12-13。

力ある諸勢力の除去（Beseitigung der lebendigen Kräfte）であり、ある特定の線に到達することではない。西部で戦争が勃発しても、前面にあるのはポーランドの絶滅だ。季節を考え、速やかな決着だ。・・・同情に対しては心を閉ざせ。無慈悲な進軍だ。8千万の人間が自分の権利（Recht）を手に入れなければならない。その生存（Existenz）が保障されなければならない。より強いものがその権利を持つのだ。最大の非情だ（Größte Härte）。」¹⁹

このヒトラーの言説はニュルンベルク裁判証拠資料に採用された会談メモによる。研究史によればヒトラーのこの時の短い演説を細部まで疑問の余地なく再現することは難しいようである。しかし、ここでは史料批判を踏まえて引用されているので、それを採用しておきたい²⁰。速記録がない場合（禁止されている場合）、口頭発言の再現に伴う厳密さには、録音されたもの、文書形態のもの、国会演説のような公的なものとくらべるとき、問題があることは当然であろう。また、口頭発言の再現の基本的内容の正確さは、実際のその後の事態と照らし合わせて検証することも大切であろう。その点からすれば、ヒトラーの発言の主要ポイントは、上記史料批判を踏まえたメモで再現されているとみるとみることができよう。

¹⁹ Zweite Ansprache des Führers am 22. 8. 1939, IMG, Bd. XXVI, Dok. PS-1014, S.523f. 指導者層の除去は、タキトゥスの古代ローマ時代から他民族支配の主要な方法であった。「かれらが取り除かれてしまえば、人民はあえて反乱を起こそうとはしない」と。H・ダンネンバウアーの1941年 (*Historisches Jahrbuch*, Bd.61) の論文、「古ゲルマンの社会状態」(石川操訳、創文社歴史学叢書、1969) 14。

²⁰ VEJ, Bd.4, S.24. Ebd. Fußnote 37. Winfried Baumgart, Zur Ansprache Hitlers vor den Führern der Wehrmacht am 22. August 1939. Eine quellenkritische Untersuchung, in: Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte 16 (1968), S.120-149. バウムガルトの史料批判によれば、ジャーナリストLochnerが秘密会議の内容を会議に列席の軍人のだれかから手に入れたものであった。ヒトラーが記録をとることを禁じたにもかかわらず、同席軍人のだれかが記憶を頼りに再現した記録である。他に国防軍最高司令部にあったメモなど、いくつかのヴァージョンがある。ニュルンベルク裁判の証拠資料は、その一つというわけである。

【ポーランドの「絶滅」とは？】

「ポーランドの絶滅」の意味するところは、ポーランドから「生命力のある」活発で能動的な諸勢力を除去することである。ポーランドが分割の百數十年にわたる屈辱の歴史をはねのけて民族の独立国家を形成した能動的主体的中心的諸勢力の除去、という意味合いである。こうした「生命力のある諸勢力」を排除してしまえば、ふたたび圧服されたポーランド民族が残ることになる。まさに、それを「奴隸民族」、「指導者なき労働民族」²¹として支配し続けること、これがヒトラーの目標であった。「ポーランドの絶滅」の意味をこのように完ぺきな支配隸属関係の創出として把握しておく必要がある。語の正確な意味を確定しないまま「絶滅戦争」という言葉が独り歩きする現象がある。それによってヒトラーを単純に気違い扱いするような歴史把握に脱する危険性は避けなければならないだろう²²。

ポーランド侵攻開始にあたって軍最高幹部に対し極秘に示した戦争目標は、ナチ党の公表された簡潔な党綱領を前提にし、発展させたものである。1920年制定の25か条綱領、26年5月22日の党大会におけるその「不变」宣言、権力掌握後、「國家の根本的な政治的法」に格上げなどが戦争目標の土台になっている。その実現方法が、戦争発動段階までに過激化した——公然とは語られないまでに——だけである。党綱領は、ヒトラー「わが闘争」である種体系化され、国家権力の掌握から確立を経て、さらに、第三帝国の「平和的」膨張段階から侵略開始段階にいたる過程で具体化された。それは、党員大衆の統合、国民大衆の統合の基礎にある諸要求を示している。すなわち、すべてのドイツ人を大ドイツに編入すること（第1条）、ヴェルサイユとサンジェルマンの平和条約の破棄（第2条）、「土地」の要求（植民地）（第3条）、徹底した差別と反ユダヤ主義（第4条）、民主的・議会

²¹ ヒトラーの目標を正確に理解したヒムラー秘密覚書は、「指導者なき労働民族」としてポーランド人を位置付けている。拙著（1994）、34-42。

²² 大木毅『独ソ戦——絶滅戦争の惨禍』（岩波新書、2019）。この本の検討は、ソ連を取り扱うときに回すこととした。

制的システムに対する闘い（第6条）、再軍備（第22条）など、根本的政策には、一貫性と連続性があった²³。これら根本的政策を膨張的侵略的戦争によってでも達成するというのが、「敗北の克服」を中心とするヒトラー・ナチスの思想・運動・体制のダイナムズムであった。それをポーランド侵攻において如何にして電撃的に実現するか。軍事行動に伴って露呈する野蛮性は、いっぽうで明確に軍最高幹部に対しては知らせるに同時に、他方では、外に向って極秘にしておくべきものとしたのであった。

【人種主義的帝国主義の階層的支配構想とポーランド人・ユダヤ人の位置づけ】

ヒトラーは20世紀、第一次世界大戦後までも続いている眼前の圧倒的で厳然たる現実、すなわち列強による世界諸民族の支配・隸属化を彼なりの人種理論で正当化していた。ドイツがヴェルサイユ・ワシントン体制を打破して周辺諸民族支配を再樹立し、東邦大帝国を築いて世界強国地位を再建しようとしていた。その課題は、20世紀30年代のヨーロッパと世界では第一次世界大戦の時以上に激しい抵抗にあうことも念頭に、「ポーランドの余すところなき粉碎が軍事目的だ」とし、非情さ・過酷さを必然的態度として、將軍たちに求めている。さらにユダヤ人（民族）は、ポーランド民族の下に位置付けられ、諸民族・諸人種の階層性の最底辺に置かれた。帝国主義・植民地主義が支配する時代に、世界各地における諸民族の階層秩序の現実と「優等民族と劣等民族の戦争」というイデオロギーのもと、ユダヤ人（民族）を人種階層秩序の最底辺に置くのである²⁴。

ヒトラーはすでにウィーン時代に東方ユダヤ人を見聞していたが、多くの兵士にとってはポーランドへの進駐が異質に見える東方ユダヤ人との最

²³ F・ノイマン、H・マルクーゼ、O・キルヒハイマー「フランクフルト学派のナチ・ドイツ秘密レポート」（R・ラウダーニ編、野口雅弘訳、みすず書房、2019）、304-305。

²⁴ VEJ, Bd. 4, S.25. 抽著（1994）、36。

初の遭遇であった。それまでは反ユダヤ主義の風刺漫画でしか知らなかつた風貌を体験した。そこで、ステレオタイプのユダヤ人描写で彼らに対する嫌悪が表明されることになる。「ここでユダヤ人問題のラディカルな解決の必要性を知った。ここに人間の姿をした野獸が巣くっているのを見ることができる。髭とカフタン、邪惡なしかめ面でぞつとする印象を受ける。まだラディカルなユダヤ人敵対者ではなかったものがここではそうなる」と²⁵。

【謀略・宣戦布告なき奇襲攻撃とポーランド人知識階級の殲滅作戦】

こうした基本理念と戦略の下、1939年9月1日早朝、ドイツ国防軍は宣戦布告なしにポーランドを奇襲した。それは、正当防衛を演出する謀略工作を踏まえていた。ヒトラーは先述の8月22日の会議で将軍たちに「開戦の火蓋を切るプロパガンダのきっかけは私が与える。それが信じるに足りるかどうかはどうでもいい。勝利者は後で彼が真実を語ったかどうか問われることはない。戦争の開始と指導では権利ではなく、勝利が重要なのだ」と論じた²⁶。親衛隊員にポーランド軍服を与え、グライヴィッツ放送局襲撃の国境侵犯事件などをでっち上げたヒムラー作戦がヒトラー承認のもと密かに進められていたことがこの発言の背後にある。

この奇襲攻撃に対し、イギリスとフランスはドイツに宣戦布告した。しかし、当面、軍事的には介入しなかった。ドイツ軍の陸と海からの一斉攻撃を受けたポーランド軍は、高度の軍備を備え迅速に進撃するドイツ国防軍の前に勝ち目はなかった。その上、9月17日、東方からは独ソ不可侵条約秘密協定に基づくいわゆる第四次分割を実行すべく、ソ連赤軍が侵攻してきた。この日、ポーランド政府はルーマニアに逃げた。9月27日、ワルシャワは降伏した。最後のポーランド部隊が10月6日、降伏した。9月28日の独ソ国境・友好条約が停戦ラインを決定した。ポーランド国領土の約

²⁵ VEJ, Bd.4, S.25.

²⁶ IMG, Bd. XXVI, Dok. PS-1014, S.523.

半分、人口の約三分の二がドイツ占領下に入った。そこには、ポーランド・ユダヤ人約330万人の三分の二が住んでいた²⁷。

【世界史の新しい時代の始まり】

ワルシャワの教師カプランは1939年9月1日の日記に、「われわれは世界史の新しい時代の始まりの証人だ。だがもちろんこの戦争は人間の文明を壊滅させるだろう」と記した。そして、「ヒトラーの行くところ、ユダヤ人には何の希望もない」と。確かに、国防軍と親衛隊・警察のインザッツグルッペ（特別出動部隊）が行使する暴力は、ユダヤ人住民に対しても大いに向けられた。だが、ドイツ軍部隊はむしろ第一にはポーランド人に對して、特に開戦時に、暴力をふるった。ヒトラーがまず粉碎しようとしたのはポーランド人の軍事的政治的抵抗であり、ポーランド国家を支える人々であった。それによる速やかな占領権力の確立が彼の行動指針であった。「決定の迅速さこそ必要不可欠だ。ドイツ兵士への確固たる信頼」が必要であり、「危機は指導者の神経のダウンにだけあるのだ」²⁸。「われわれの技術的優秀性がポーランド人の神経を粉碎する。新しく形成されるあらゆる生命力あるポーランド人の力も、直ちに再び壊滅しなければならない」²⁹と。

【親衛隊・警察の特別出動部隊による殲滅作戦】

国防軍とともに親衛隊と警察の特別部隊——7つのインザッツグルッペ、約2700名——がポーランドに進駐した。これら部隊は、特別に敵対的と見なしたものすべてに対して、第一にはドイツと国境を接するポーランド西部地域の活動家——オーバーシュレージエンで「民族闘争」などにかかわっていた活動家——に対して、過酷な態度をとった。しかし、それに

²⁷ VEJ, Bd.4, S.24f.

²⁸ IMG, Bd. XXVI, Dok. PS-1014, S.524.

²⁹ Ebd.

とどまらなかった。軍の進駐・占領地拡大とともに、見る見るうちにポーランドの全エリートが親衛隊・警察の「世界観戦士」の餌食となつた。

【進駐・殲滅準備は5月から】

親衛隊の情報部（親衛隊保安部SD）はすでに1939年5月、独自のポーランド作戦用の部署（Zentralstelle II 2 P）を設立し、地域（行政区・町村）ごと、個人（個人データ、所属団体データ、所属機関）ごとにリストを作成し、進駐に備えた³⁰。ドイツに敵対的と見なすポーランド人のカード式目録が侵攻前に出来上がつてゐたのだ。その中にはユダヤ人組織のたくさんの指導者も含まれていた。この「特別搜索名簿」には61,000人のポーランド人がリストアップされていた。戦争勃発時には彼らに対し厳しく処することになつてゐた³¹。9月3日に編成されたウド・フォン・ヴォイルシュ指揮の部隊は、ヒムラーから「不良ポーランド人の武装解除と撃破、処刑」³²の指令を受け取つた。「すべてのライヒ（帝国）とドイツに敵対的な分子」に対する処置をとるという非常に広く解釈できる任務を付与されて、アインザッツグルッペはポーランドの知識階級、聖職者階級、貴族並びにユダヤ人を無数に殺戮していった³³。

【民族ドイツ人自己防衛隊の協力】

しかし、犠牲者はそれとどまらなかつた。最初から、国防軍、айн

³⁰ VEJ, Bd.4, Dok. 2. Vermerk (Geheime Reichssache) des SD II 112 vom 9.5.1939.

³¹ VEJ, Bd. 4, S.25-26.

³² Richtlinien für den auswärtigen Einsatz der Sicherheitspolizei und des SD, BArch, R 58-241; RFSS an Udo von Woysch vom 7. 9. 1939, zit. nach VEJ, Bd. 4, S.26, Fußnote 42. この脚注にはこの指令に関する研究・叙述の先行研究が挙げられている。もっとも先駆的な研究は Helmut Krausnick/Hans-Heinrich Wilhelm, *Die Truppe des Weltanschauungskrieges. Die Einsatzgruppen der Sicherheitspolizei und des SD 1938-1942*, Stuttgart 1981, S.32-42.

³³ VEJ, Bd.4, S.26.

ザツツグルッペ、保安警察（Ordnungspolizei）、そして武装親衛隊は、戦時捕虜と民間人に対して容赦ない態度をとった³⁴。万単位の兵役年齢のポーランド人とユダヤ人をドイツの収容所に連行し、あるいは、占領地域で抑留した。抵抗の漠然とした疑いだけで大量射殺の根拠として彼らには十分だった。戦闘で神経質になった諸部隊は、ほぼいたるところでポーランド義勇兵のにおいを嗅ぎつけた。陸軍、親衛隊と警察は1939年10月末までに1万6千人をくだらない民間人を射殺した。ポーランドの歴史家の算定ではポーランド軍の1000人を下らない兵士を捕虜にした後射殺した³⁵。こうした場合、AINザツツグルッペはしばしばドイツ人マイノリティに属する人々からの効果的な支援を得た。彼らは地域のことをよく知っており、地域の人々を知悉し、9月中にも自発的に民兵に志願した。彼らはその後ヒムラー命令で統括され「民族ドイツ人自己防衛隊」を結成した³⁶。

【抵抗・暴力沙汰へのヒステリックな報復】

ポーランド人の反抗、そこで発生する暴力沙汰は、ドイツ側のヒステリックな報復を引き起こし、何倍もの犠牲をポーランド側に与えた。特筆すべき事件は、ドイツ奇襲攻撃開始すぐの9月3日にプロンベルクで発生した。この事件で約300人のドイツ系住民が犠牲になった。「プロンベルクの血の日曜日」は、野蛮な報復作戦を引き起こした。ナチ・プロパガンダがこの事件を取り上げた。そして、ドイツの侵攻時にポーランド人が5万8千人の民族ドイツ人を殺害したと大々的に喧伝した。これに刺激され、民族ドイツ人自己防衛隊はドイツの報復を名目とするテロ作戦に積極的に参加した。その結果、何千人——見積もりによっては3万人——ものユダヤ人とポーランド人が殺害された。ユダヤ人男女は戦争の最初の日々から恣意的

³⁴ 武装親衛隊とユダヤ人殺戮との関係は、芝健介『武装親衛隊とジェノサイド——暴力装置ンメタモルフォーゼ』（有志舎、2008）参照。

³⁵ VEJ, Bd.4, S.26.

³⁶ Ebd.

な辱しめ、暴力、略奪そして強姦の犠牲となった。ドイツ人の兵士と警察官は、正統派ユダヤ人の髭をそった。無意味で不快な作業や体操などもやらせた。ユダヤ人に対するこうしたいやがらせや虐待には、ドイツ人マイノリティだけでなく、ポーランド人さえも加わった。彼らは混乱状況を利用して私腹を肥やした。こうした環境で反ユダヤ主義の暴力がエスカレートした。ユダヤ人は法的保護を受けられない人となった³⁷。

以上のほか、戦場では約3万2千人のユダヤ人の兵士と将校が戦闘行為で命を失った。ポーランド軍のユダヤ人兵士約5万人から6万人が捕虜になった。国防軍は収容所の中でユダヤ人捕虜を隔離した。彼らの死亡率は平均以上に高かった。毎日何千もの捕虜が連行されてくると、さらに「厳しさは不可避」となった³⁸。

【精神病患者の殺害】

すでに1939年10月、親衛隊と警察は、ドイツに併合した地域で精神病患者も殺害し始めた。39年11月にポーゼンのクリニックから約870人のポーランド人と30人のユダヤ人の過半数が周辺の森で射殺され、幾人かは後にガスで殺害された。ついで40年1月から4月、いわゆるゾンダーコマンド(特務部隊)・ランゲがヴァルテガウに編入された地域にやってきて精神病院を次から次へと移動し、患者を殺害した。その犠牲者は少なくともユダヤ人183人であった。40年10月末、カリシュ(Kalisz)の老人ホームのユダヤ人290人が大量殺害の犠牲となった。ヘルベルト・ランゲと彼の同僚は41年夏まで殺害を続け、若干のポーランド人患者だけは放免したが、ユダヤ人は全員殺害した。41年秋、ランゲはついにクルムホーフに絶滅収容所を設置した³⁹。

³⁷ Ebd., S.26-27.

³⁸ Ebd., S.27.

³⁹ Ebd., S.28.

【親衛隊・警察による占領地鎮定と国防軍】

国防軍は占領地域で執行権力を行使したが、以上のような犯罪にも決定的に関与した。国防軍指導部は占領地域の持続的な「鎮定」を期待して、さしあたりこうした殺害を認め我慢した。陸軍最高司令官ヴァルター・フォン・ブラウヒッচュは39年9月21日、部下に、AINザツツグルペは「総統の指令にしたがってある特定の民族政策的任務」を遂行していると伝えた。国防軍指導部の中で早い時期に異論を唱えたのはごく散発的でしかなく、ゲオルク・フォン・キュヒラーとかヨアヒム・レーメゼンなど数人の陸軍将軍であった。第四軍司令官ギュンター・フォン・クルーゲ大将は、「ポーランド人とユダヤ人の射殺」について、また「ルブリン・ユダヤ人保留地の意図的創出」について激高して意見表明を行った。しかし、ポーランドで犯された犯罪に対するそうした抗議は、国防軍と親衛隊の対抗関係の文脈でも見るべきであった。個々の事件では犯人に対する軍事裁判権が行使された。だが、ヒトラーは10月4日、「ポーランド人によって犯された残虐行為のゆえの不満」から行われた犯行について戦争参加者に大赦を与えた。親衛隊と警察のメンバーは罪を犯しても正規の司法的追及を免れ、特別裁判権のもとに置かれることになったのである⁴⁰。

【なお大多数のユダヤ人は故郷に】

ドイツでの迫害を観察していたポーランドのユダヤ人はドイツ軍進駐を非常な危惧をもって見ていた。だが、これまで見てきたような規模の暴力は誰も予期しなかった。政治的に活動的だった青年層は東方への逃亡を決断した。彼らはソ連が独ソ不可侵条約秘密協定で占領した地域、そこからさらにルーマニアあるいはハンガリーに逃げようとした。だが、身の安全

⁴⁰ Ebd., S.28-29. 保留地構想、すなわち、パレスチナに「大国によって保障されるユダヤ人の居留地」を創設する構想（政治的シオニズムと結びつく）は、すでに1838年にあった。イラン・ハレヴィ『ユダヤ人の歴史』（奥田暁子訳、三一書房、1990）、20。

という点では、逃亡に成功しても不確実性は大きかった。ソ連が進駐してきた地域のたくさんのユダヤ人は当初、ソ連進駐を歓迎した。彼らは、ナチスの迫害から逃れられると思った。ナチスの反ユダヤ主義の恐るべき宣伝に対し、ソ連・ボルシェヴィキは「すべての人間は法の前に平等」というスローガンを掲げていたからである。ソ連占領地域にはもともとのユダヤ人に加え、すでに20万から30万人の難民が流れ込んでいた。ソ連占領当局は当初は追放したポーランド人に代わってユダヤ人を行政の中に組み入れた。しかし、ソ連の秘密警察（NKVD）は、西側から流れ込んできたユダヤ人難民を特に治安上危険と見なし、したがってそのほとんどをソ連の東部へ追放してしまった。失業ユダヤ人にはベラルーシ東部あるいは東部ウクライナの鉱山地域の仕事場を割り当てた。ドイツ占領下のユダヤ人の過半数は、その故郷にとどまった。ごく短期間、故郷から逃げたものも、戦闘終了後故郷に戻った⁴¹。

【ドイツ併合地域のポーランド人、ユダヤ人】

軍の統治を速やかに終了させ、住民政策的構造転換（ポーランド人とユダヤ人の追放、民族ドイツ人の招致と地域のドイツ民族性強化⁴²）を開始するため、ヒトラーは1939年10月12日、東部地域の編入と行政に関する政令を発した。10月26日付で、ドイツが1919年に割譲しなければならなかつた地域、すなわち東部オーバーシュレージエン、ヴェストプロイセン、ポーゼン州をドイツに併合した。さらに、ウツチ周辺地域とポーランド州シュレージエン（Śląsk）東部地域をドイツに、ツィヒエナウ（Ciechanów）県をオストプロイセンに合併した。こうした領土拡張を踏まえて、11月に大管区ダンツィヒーウェストプロイセン、大管区ヴァルテラントを設置し、

⁴¹ Ebd., S. 29-30.

⁴² 民族ドイツ人の入植＝帰還事業が持つ財産移転の側面に関しては、武井彩佳「強制移住と財産移転——民族ドイツ人の『帰還事業』を例に」『現代史研究』60、2014、参照。

東部オーバーシュレージエンはドイツの大管区シュレージエンに合併した。ドイツに併合された地域に住んでいた1千万人近い住民の大部分——その中に50万から55万人のユダヤ人がいたが——は、「決してドイツ人とは感じなかった」⁴³。ユダヤ人差別・迫害が歴然としている以上、こうした合併措置に彼らが反感と嫌悪を呼び起こすのは当然であろう。地域のマジョリティ・ポーランド人もまた同様の感覚だったのは必然であろう。第三帝国戦時経済が「労働民族の従順さ」を必要とする以上、マジョリティ・ポーランド人の中に見られる反ドイツ感情を方向転換させる武器としての「いけにえ」、すなわちユダヤ人に対する迫害の力学も働くことになった。

2. 総督府統治と保留地構想段階の追放——1940年春まで

【総督府設置、支配者としての意識・行動】

ドイツ併合地域以外の占領下ポーランドは、低廉な労働力の供給地として、また将来の東方への進撃基地として、早急に軍政地域から民政体制に転換し、治安秩序を確立する必要があった。この目標をヒトラーは1939年10月17日、国防軍最高司令部長官カイテルに話し、総督府の設置を告げた。この地域には1200万人が住み、そのうち約150万人がユダヤ人であった。ヒトラーは彼の以前の法律顧問ハンス・フランクを総督に任命し、彼の直属とした。フランクの代理は1940年5月までアルトゥール・ザイス・インクヴァルトであった。その後、ヨーゼフ・ビューラーがこの地位を継承し、40年夏から総督府を率いた。総督府は、4地域（クラカウ、ルブリン、ラドム、ワルシャワ）に分割された。政府所在地は、ポーランド首都ワルシャワから象徴的にもあらゆる重要性を奪い取るために、クラカウに置かれた⁴⁴。

⁴³ VEJ, Bd.4, S. 30.

⁴⁴ Ebd., S.31.

ドイツ併合地域には、ダンツィヒから反ポーランド「民族性闘争」で経験を積んだナチ党指導者が送り込まれた。北部ではダンツィヒに居を置くアルバート・フォルスターが、新しいダンツィヒ＝ヴェストプロイセン大管区のおかげで彼の支配領域を大幅に拡張した。彼のそれまでの代理で競争者でもあったアルトゥール・グライザーはヴァルテガウの新大管区長となり、キャリアジャンプに成功した。最後に南部では、シュレージエン大管区長ヨーゼフ・ヴァーグナーが東部に管轄地域を拡大した。オストプロイセン大管区長はすでに1928年以来、エーリッヒ・コッホであった。これらすべては、「信仰告白した反ユダヤ主義者」であった⁴⁵。

占領支配下のポーランドでは親衛隊・警察の役割は、ドイツ国内におけるよりもはるかに大きくなかった。侵攻開始とともに派遣された親衛隊・警察の特別部隊（インザッツグルッペ）は、戦闘終結後、統治地域ごとの常設機関に転換された。すべての部隊は、高級親衛隊・警察指導者（総督府ではフリードリヒ・ヴィルヘルム・クリューガー、ヴァルテガウではヴィルヘルム・コッペ、ダンツィヒ・ヴェストプロイセンではリヒャルト・ヒルデブラント）の指揮命令下に置かれた。ドイツに併合されたオーバーシュレージエンとオスとプロイセンも、それぞれの地域の高級親衛隊・警察指導者（プレスラウのエーリッヒ・フォン・デム・バッハ・ゼレブスキイとケーニヒスベルクのヴィルヘルム・レディース）の指揮命令下に置かれた。占領者たちは、「主人だ」と誇り、それを日常的に見せつけた。ユダヤ人に対する侮辱と虐待、ポーランド人民衆に対する大々的な差別は日常茶飯事となった。東部に配置された幹部たちの多くは、彼らの新しい活動に自らを肥やす機会を見つけ、あるいは自らの地位をほかでよりも改善するチャンスを見出した。それは、特にドイツ国内では不遇をかこち経済的失敗の挽回を期した役人たちに当てはまった⁴⁶。

⁴⁵ Ebd., S.31.

⁴⁶ Ebd., S.32.

【ドイツ併合地域民族性強化・ゲルマン化政策と追放】

占領したポーランドの将来の中心的目標に数えられるのは、併合地域のゲルマン化であった。この「民族性プロジェクト」は、第一次大戦以降の長い伝統、およびそれよりも古い追放作戦の経験にさかのぼるものであった⁴⁷。人種・空間専門家たちはすでに1937年以降ポーランドの「民族再編」を議論していた。それは1938年にオーストリア併合でヒトラーがヨーロッパの国境再編を開始してからのナチ体制の移住政策・追放政策の全体構想の文脈の中にあった。ポーランドにはドイツ勢力圏からのユダヤ人被追放者や難民と並んで、すでに何万人ものチェコ人がドイツ併合地域ズデーテンラントからやってきていた。1938年に自治が宣言されたがハンガリーに領土を割譲しなければならなかったスロヴァキアからも、ユダヤ人が追放されてきた⁴⁸。

しかし、追放プロジェクトは1939年9月以降、まったく新しい次元になった。ヒトラーは10月6日、国会でドイツ占領地域における民族的諸関係の新秩序を告知した。それは独ソ不可侵条約では秘密にされていた独ソによる領土分割の公然たる表明であった。分割は、ドイツ領土の東部で「平和的、安定的で同時に耐えうる環境をもたらす」ものとされた。また、「ドイツの利害と希望がソヴィエト・ロシアのそれらと完璧に合致」しているとされた。両国は、両国間で問題となるような状態が発生し、それが不穏の芽となり、両大国の関係が互いに不利になりうるようなことのないように決断したのだとした。ドイツとソヴィエト・ロシアは、双方の利害関心領域の「明確な境界」を線引きし、パートナーに何らか加害を与えうるようなすべてのことを阻止する領土再編を正当化した⁴⁹。

⁴⁷ 19世紀、第三次分割下のポーランドについて、ドイツのなかのポーランド人問題に関する実証的解明の最新の仕事、伊藤定良「改訂新版：異郷と故郷——近代ドイツとルール・ポーランド人」（有志舎、2020）参照。

⁴⁸ VEJ, Bd.4, S.32-33.

⁴⁹ Dok. 17. Rede Adolf Hitlers vor dem Reichstag am 6. 19. 1939, Ebd., S.99.

【「労働民族」ポーランド人と追放対象ユダヤ人】

1940年春、ヒムラーはドイツ民族性強化の全権として、「東部における非ドイツ諸民族の取り扱いに関する若干の考え方」という基本文書をヒトラーに提示した。そこでは、ドイツ人を頂点に置き、その下にポーランド人、ウクライナ人、白ロシア人、ゴラル人、レムケ人、カシューブ人といった諸民族を位置付け、階層的序列の最底辺にユダヤ人を置いた。そして、長期的には、「ユダヤ人という概念自体が、全ユダヤ人をアフリカへ大規模に移住させ、その残りは一つのコロニーに移住させるという可能性によって、完全に消え去ってしまうのをみたいと望んでいる」とした。戦時下のこの段階でも、ユダヤ人移住・追放政策が基本であった。それでも、ヒトラーは、この文書を極秘にしておくよう命じた⁵⁰。

【電撃的勝利とマダガスカルへの追放計画】

この後、1940年4月～6月の西部戦線での電撃的勝利は、ヒムラーの想定した「アフリカへの大規模移住」の具体的プラン⁵¹、すなわちフランス植民地を取得してのマダガスカルへの500万人規模の移住政策のプランを生み出すことになる。もちろん、その具体化は、戦争の継続、アフリカへの海上霸権の未実現により、単なる構想にとどまる。それだけではなく、占領下・支配下のユダヤ人の生活諸条件の悪化がマジョリティの生活条件の悪化と関連し、ドイツ軍事経済の隘路と結びついて、当面の解決策を求めることになる。

1940年10月2日、ヒトラーは、宰相府住居でボルマン、フランク、シーラッ

⁵⁰ 抽著（1994）、34-38。

⁵¹ 「マダガスカル計画」、さらに「中央アフリカ国構想」の浮上と挫折に関しては、磯部裕幸「マージナル・コロニアリズム」から「マダガスカル計画へ」——ドイツにおける植民地の記憶（1884-1945）」「現代史研究」56、2010、および19世紀から20世紀の世界の支配的潮流としての植民地主義・帝国主義との関連に関しては、永原陽子編『「植民地」責任論——脱植民地化の比較史』（青木書店、2009）参照。

ハラと会談した際、ポーランドの将来の取り扱いを詳しく説明した。会議冒頭、総督府長官フランクは、総督府の活動報告を行い、「まったく成功している」と述べた。ワルシャワとそのほかの諸都市のユダヤ人は「今ではゲットーに押し込められ」、クラカウはごく近いうちに「ユダヤ人ゼロとなろう」と。これに対し、大管区長官シーラッハは、ウィーンにはまだ5万人以上のユダヤ人が居る。これは、「フランク博士が引き受けなければならぬものだ」と異論をはさんだ。それに対し、フランクは、「それは不可能だ」と応じた。大管区長コッホが、ドイツに併合した「ツィーヘナウ地域から、これまでポーランド人もユダヤ人も追放されていない」、「もちろんこれらのユダヤ人もポーランド人も、総督府が引き受けなければならないものだ」と口をはさんだ。これにもフランクは反論した。そのような人数のポーランド人とユダヤ人を総督府に送り込むなどは不可能だ。何の宿泊の可能性もないのだから、と⁵²。

ヒトラーはこうした責任擦り付け合いの議論を聞いた後、ポーランドの将来について述べた。最初に長時間かけてドイツ労働者の高い水準と「低級な労働に生まれついた」ポーランド人の劣等性について詳細に述べた。最後に、「無条件に守らなければならない」とことは、「ポーランド出自の主人」の存在を許してならないということだ。「ポーランド出自の主人」が居るところでは、「苛酷に響くかもしれないが、彼らは殺害されるべきだ」と。この時点でも、「殺害」に明確に言及したのは、ポーランド人エリートの排除という文脈であった。ポーランド人には「ただ一人の主人を、すなわちドイツ人を与えればいいのだ。相並ぶ二人の主人はありえないし、そんなことを許すわけにはいかない。だから、ポーランド人インテリゲンチャのすべての代表者は殺害されなければならない」、と⁵³。すなわち、「指導者なき労働民族」としてポーランド人大衆を支配し隸属下に置くことがヒトラーの一貫した目標であった。

⁵² ポルマンの1940年10月2日会議記録。USSR-172, IMG, Bd.XXXIX, S.425f.

⁵³ Ebd., S.426-428.

戦争経済の現状、ドイツ人労働者の大量徴兵・軍需生産動員に伴う労働不足を補充するための労働力として、ポーランド人をドイツに連れてくることは必要不可欠となった。だが、もちろん、ドイツ人と「ポーランド人との混血は許されない」ので、ポーランド人の男子労働者と女性労働者と一緒に労働収容所に「放り込めばいいのだ」った⁵⁴。

ヒトラーからすれば、「総督府はポーランド人保留地」に過ぎないのであり、その全体が「大きなポーランド人労働収容所」であった。ポーランド人はそれから「利益を得る」のだ。なぜなら、「彼らの健康を維持し、飢えさせないよう配慮するから」だった。しかし、彼らを決して高い段階に引き上げてはならない。なぜなら、そんなことをすればアナキストかコミュニストになるだろうから、と。だから、ポーランド人がカトリック主義を保持したままにして置くのは「まったく正しい」のであった。ポーランド人司祭は我々から食料を得ることになろう。その代わり、彼らは彼らの子羊を我々が望むやり方で指導監督しなければならない、と⁵⁵。こうした脈絡で、マイノリティ・ユダヤ人は労働民族としての活用は予定されてはおらず、移住・追放の対象のままであった。

【短期的措置としてのユダヤ人「清掃】】

占領地域東部に保留地を作り、その中にユダヤ人を「清掃」する構想、すなわち保留地へのユダヤ人追放構想は、まだ戦闘行為が継続中の時でさえ治安警察首脳が議論していた。ラインハルト・ハイドリヒ治安警察長官は、AINザッツグルッペに対し1939年9月21日付速達で、ヴェストボーレンのユダヤ人住民を農村部から交通事情の良好な場所に追放し、そこに集中することを命じた。「占領地域のユダヤ人問題」と題するこの速達は、「計画されている全体措置（したがって最終目標）については厳密に秘密を守るように」と命令した。長期間を要する最終目標とこの最終目標実現の中

⁵⁴ Ebd., S.427.

⁵⁵ Ebd., S.428.

間的短期的諸段階とは区別するべきものだとした。最終目標には、「技術的にも経済的にも最高度に抜本的な準備」が必要であった。しかも、その間に発生する諸課題は、細部を確定できるものではなかった。そう限定した上で各インザッツグルッペ隊長に当面の行動の基本指針を明示した⁵⁶。

第一に、最終目標のための最初の前提は、さしあたり、ユダヤ人の「農村から比較的大きな諸都市への集中」であった。その際、この時点でドイツに併合する予定の諸州（すなわち、ダンツィヒ、ヴェストプロイセン、ポーゼン、オストオーバーシュレージエン）とそれ以外の占領諸地域（総督府に予定された地域）とは区別するものとした。前者の地域は、「可能な限りユダヤ人を一掃するもの」とし、少なくとも「ごくわずかの集中都市」を創出することを目指したものとした。総督府に予定の地域は、「最大限可能な限りわずかの集中基地」を設定し、後々の諸措置が容易になるようにならなければならなかった。そのような集中基地としての諸都市は、鉄道網の結節点であるか、少なくとも鉄道沿線に立地しなければならなかった。基本的に500人以下のユダヤ人共同体は解体し、近隣の集中都市に移されるものとした⁵⁷。

第二に、ユダヤ人長老会議の設置。

1.) すべてのユダヤ人共同体に、可能な限り、指導的な人物やラビで構成される長老会議を設置すべきものとした。この組織にすべての既発と今度発出される指示の正確かつ時間厳守の遂行の「全責任」をとらせるものとした。2.) こうした指示のサボタージュの場合、この会議には「もっとも厳格な措置」が執られるものとした。3.) 長老会議はまた性別年齢別の人数確認や職業階層の把握も行わせ、最短期間でその結果を報告させることにした。4.) そして、この長老会議に、出立の日時・期限、出立

⁵⁶ Dok.12, Schnellbrief(geheim) des Chefs der Sicherheitspolizei, Berlin, an die Einsatzgruppenchefs der Sicherheitspolizei in Polen vom 21. 9. 1939, VEJ, Bd.4, S.88.

⁵⁷ Ebd., S.89.

可能性、最後に出立路を通知するものとした。ユダヤ人の都市集中化の理由としては、「ユダヤ人が不規則軍事組織の襲撃や略奪活動に最も決定的に参加している」からだとした⁵⁸。

【「帝国ゲットー」設置構想と移送開始、しかし中断】

会議の翌日には、ハイドリヒははやくも「ドイツ管理下クラカウ・ユダヤ人国家」なる構想を語っていた。彼は、新設のライヒ（帝国）保安本部の長官に任命されたが、その最初の局長会議では、「ワルシャワ後方ルブリン周辺」に将来のドイツ管区（ガウ）から移住させなければならない「すべての政治的ユダヤ的分子」を入れる「帝国ゲットー（Reichs-Ghetto）」構想を開陳した⁵⁹。

彼の部下はその具体的措置を執った。ゲシュタポ長官ハインリヒ・ミュラーは、ライヒ保安本部移住課長アドルフ・アイヒマン⁶⁰に、東部オーバーシュレージエン（カトヴィツ地区）からの7万ないし8万人のユダヤ人の追放を命じた。ヴァイクセル川を越えて東の方向に。同時に、メリッッシュ・オストラウ地方のユダヤ人も「追放できる」と。同じ措置は、最近の諸事件との関連で避難所を求めてポーランドからやってきて当地に居るすべてのユダヤ人移民にも。そして、この活動は、第一にはここで集めた経験に基づいて大規模な「疎開」ができるようにするための「経験収集に役立てるべきもの」であった⁶¹。

アイヒマンは、1939年10月半ば、ルブリン地区西部の小都市ニスコ・アム・サンにユダヤ人を送り込むことを決定した。彼は10月18日から10月26

⁵⁸ Ebd., S.89-90.

⁵⁹ Protokoll der Amtsbesprechung vom 29. 9. 1939, BArch, R 58/825, S.36f, zit. n. VEJ, Bd. 4, S.33.

⁶⁰ ヨッヘン・フォン・ラング編「アイヒマン調書」（小俣和一郎訳、芝健介解説、岩波現代文庫、2017）。

⁶¹ Dok. 18, Verwerk des RSHA IV D 4, Eichmann, vom 6. 19. 1939, VEJ, Bd. 4, S.102.

日の間に、5本の輸送列車で合計約5千人をウィーン、バーメン・マーレン保護領のメリッシュ - オストラウ、カトヴィツェからそこに連行した。ところが、その受け入れ準備が全くなされていなかった。そこでミュラーは、移送のためには「中央の指導が必要」との理由だけで移送計画をストップした。12月21日、ヒムラーがこの追放作戦の継続を「禁止した」。それまでに追放されたユダヤ人の多くは、独ソ暫定国境線を越えて逃亡するか、近隣のいざこかで何とか生き延びるかした。ニスコの収容所が40年4月に解体されたとき、まだ残っていた500人ほどの囚人は、ウィーンやメリッシュ - オストラウに帰還した⁶²。

【1939年12月の総督フランクのユダヤ人保留地構想】

総督フランクは、「ドイツ、ウィーン、その他どこからでも」自分の統治下に受け入れると折に触れ表明し、部下たちに総督府をユダヤ人のための「大きな集中空間」にしなければならないと説明していた。その上で、彼はあらかじめユダヤ人の「漸次の没落」も考えに入れていた。「ユダヤ人の場合は、あっさり片付ける。最終的に肉体的にユダヤ人種を片付けることができれば、喜びだ。たくさん死ねば、それだけいいのだ」と⁶³。これは、実際に、1941年12月にもっと露骨に表明され、実施されることになる発想であった。

では総督府のどこに集中するのか。1939年12月の文書によれば、「ドイツのユダヤ人問題の最終解決」として、正確には輪郭が描かれない地域においてであったが、いわゆる「ユダヤ人保留地」が設定される可能性が示された。ただ、この時点では、ポーランドにユダヤ人保留地を創出するか、あるいは、将来の総督府ポーランドにユダヤ人を「泊めておく」のかの問題が出てきていたのであり、確定的なことは決まっていなかった。もしも、保留地を創出する場合、これがユダヤ人かライヒ・ドイツ人のいずれによつて管理されるべきなのか、検討する必要がある。ユダヤ人の管理の方が、

⁶² Ebd. S.34.

⁶³ Protokoll der Besprechung Hans Franks am 25. November 1939, z. n. Ebd.

ドイツ人の行政官吏が節約できるので、有利ではないか。指導的地位のみドイツ人が占めればいいのだ。さらに、ドイツ国内、オストマルクとベーメン・メーレンからのユダヤ人移住が完了するまでは、管理を治安警察の指導下に置いておくのが適切だとしていた⁶⁴。

ユダヤ人移住が保留地創出に鑑みてさらに実施されるかどうか、最終的な決定がなされることになる。おまけに保留地は外交的には西側列強に対する優れた圧迫手段となるであろう。おそらく、これによって戦争終結後の世界的解決の問題が提起されるうことになる、と⁶⁵。この段階では、戦争に勝利し、ユダヤ人の保留地問題を世界的に問題提起し、解決していくという長期的発想があったのだ。

【1940年3月、保留地構想の放棄、住民入れ替え計画の推進】

しかし、早くも三か月後にはヒトラーがユダヤ人保留地構想を放棄した。国防軍も、ソ連との国境近くへのユダヤ人住民の集中に反対した。そこでヒムラーは、部下の親衛隊警察指導部に、今後はルブリン周辺地域だけではなく全総督府を区別なく「ドイツにとって人種的に無用のものの溜め池」とするよう指示した⁶⁶。

ヒムラーはドイツ民族性強化ライヒ委員として、同時に「住民入れ替え」計画全権でもあり、総督府をその観点からとらえていた。一方で、すでに1939年10月半ば、ハイドリヒの命令で移民中央本部(Einwandererzentralstelle)が作られ、外国からのドイツ系住民グループの入植を組織していた。その本拠地を40年1月からはウッチに置き、いくつかの支部を擁していた⁶⁷。他方で、ユダヤ人とポーランド人の追放を担

⁶⁴ Dok.65, Vermerk zur Vorbereitung einer Amtschefbesprechung vom 19. 12. 1939, Ebd., S.189-190.

⁶⁵ Ebd., S.190.

⁶⁶ Himmlers Schreiben vom 20. Mai 1940, Ebd., S.34.

⁶⁷ Ebd., S.34-35.

当するのは、ポーゼンの移民本部であった。ヒムラーが親衛隊と警察に最初に指示したのは、ドイツに併合した地域からのユダヤ人住民と望ましからざるポーランド人の総督府への追放であった。

1939年10月19日のドイツ民族性強化ライヒ委員の命令と指針は、第一段階の活動として、約55万人のユダヤ人とドイツに敵対的なポーランド人とポーランド人知識人階級をダンツィヒとポーゼンから初めてドイツ国境からポーランド総督府に追放する、その際、ユダヤ人はヴァイクセル川の東方、ヴァイクセル川とブーク側の間の地域に収容するものとした。旧ポーランド国家、被追放ポーランド人知識階級、および敵対行為により射殺されたか追放されたポーランド人の土地を没収する。没収は、10月7日のドイツ民族性強化のための総統兼ライヒ首相の政令に基づいて行うのだとした。その後、都市と農村の計画的な移住を進めることとし、それには何年も、おそらくは何十年もかかるとした⁶⁸。

指導的な東方研究者がこの政策の知的擁護を行った。歴史家テオドール・シーダーも擁護論を覚書にまとめた。それによれば、「最大規模の住民移動」によってドイツ人とポーランド人の民族グループを分離すべきだった。彼は、東ヨーロッパからの「帰還ドイツ人入植者」をドイツに併合した諸州に植民させ、反対にその諸州で生活しているポーランド人から大々的に所有剥奪を行い、追放することを提案した。彼らポーランド人には、占領したほかの地域に場所を作つてやるべきであった。ただし、「健全な民族秩序の構築」には、ポーランド人居住地域の「非ユダヤ化」が必要であった。もしそうしなければ、「ポーランド民族体」の破壊の結果、新しい危険な不穏状態が発生するからであった⁶⁹。

同様の急進的な住民入れ替え政策は、ナチ党全国指導部の人種政策局か

⁶⁸ Dok.25, Anordnung des RKF, undat., nach dem 19. 10. 1939, VEJ. Bd., 4, S.113-114.

⁶⁹ Vorläufer des „Generalplans Ost“. Eine Dokumentation über Theodor Schieders Polendenkschrift vom 7. Oktober 1939, hrsg. von Angelika Ebbinghaus und Karl Heinz Roth, z. n. ebd., S.35.

らも出されていた。その11月25日付覚書によれば、併合地域のほとんどの「民族ポーランド人」とユダヤ人を「仮借なく迅速に」総督府の地域に追放すべきだとしていた⁷⁰。

【構想の混乱と近距離計画の具体化】

ドイツ占領の最初の半年間は、以上のようにさまざまの構想が入り乱れ、具体化が試みられても部分的に挫折した。ドイツ民族性強化全権と治安警察は繰り返し新しい移住プロジェクトを作り直し、それらプロジェクトは互いに入れ替わり、修正された。1939年10月30日、ヒムラーは全ユダヤ人とポーランド人の詳しくは規定されない一部分、合わせて約100万人の併合地域から総督府への追放を予告した。一か月後、彼の部下ハイドリヒはいわゆる第一近距離計画を策定した。それによれば、12月1日から17日に、併合地域の一部ヴァルテガウから総督府へ8万7千人以上を連れ去ることになっていた。これは主として都市住民だったため、追放対象者はかなりの程度ユダヤ人であった。追放された人々は、バルト三国とウクライナのポーランド地域ヴォリューニエンからのドイツ系入植者に場所を提供させられることになるのであった⁷¹。

すでに1939年12月13日には、第二近距離計画が策定された。これは、40年4月末までに併合した西部ポーランド諸地域から60万人を追放する計画を立て、そのうち喫緊に22万人の移送を予定するものであった。今回の場合、ほとんどもっぱらユダヤ人であった。第二近距離計画は、ドイツ東部大管区（すなわち併合諸州）の「年齢・性別を問わない全ユダヤ人の余すところのない把握」と彼らのポーランド総督府への追放を企てるものであった。この計画は、新しいドイツ東部諸州のもっぱらユダヤ人を把握するものであって、旧ドイツのユダヤ人を対象とするものではなかった。また、

⁷⁰ Denkschrift zur „Frage der Behandlung der Bevölkerung der ehemaligen polnischen Gebiete nach rassenpolitischen Gesichtspunkten“, z. n. ebd.

⁷¹ VEJ, Bd.4, S.35-36.

個々のユダヤ人が新しい東部大管区から旧ドイツや、オストマルク（オーストリア）、プロテクトラートに入り込むことも阻止しようとする作戦であった。そして、この計画は、後のポーランド人移送のための諸経験を獲得する可能性を与えることを想定していた⁷²。

この計画の「退去指針」によれば、年齢・性別を問わず住宅から立ち退かせる仕事は、治安警察・保安部が任命したユダヤ人評議会にやらせることになっていた。地元のユダヤ人に直ちに名簿を渡し、性別・年齢別（18歳未満と18歳から60歳まで、及び60歳以上）の分離が命じられた。誰をユダヤ人と見なすかの定義については、さしあたり、ニュルンベルク法を適用した⁷³。「疎開措置」の実行にあたって、何とか逃れようとするものが出る可能性もあり、民間企業や役所で必要人員だと回避措置を執ろうとするものがあっても、ポーランド人の失業者が十分にいるので、認めてはならない。むしろ、この地域からの徹底的なユダヤ人追放にこそ留意が必要だ、と。携帯できない財産価値の没収を可能にするため、財産のあるユダヤ人を輸送順序で後回しにするのがよからう。没収に時間がかかるといつても、定められた明け渡し期限の順守が、妨げられてはならない。必要な場合には、財産のあるユダヤ人は財産状態について非ユダヤ人の代理人に完全に権限を与えて情報を提供しておかせることとした。旅行荷物は、可能ならば携帯を許した。ただし、スーツケースは一人一個で衣類をつめて。一人当たり一枚の毛布、約14日間の賄い、証明書類。ドイツ貨幣の携帯は認められない。輸送列車から退出するとき、両替のためにポーランド貨幣を準備しておく。有価証券、外貨、貯蓄預金手帳などは持参させない。貴重品（金、銀、プラチナ）、それに生き物は携帯不可。ユダヤ人が輸送列車を降りるとき、駅近くの広間に集める。荷物持参でそこに出頭させ、武器、弾

⁷² Dok.66, Schreiben des Chefs der Sicherheitspolizei und des SD an die Umwandererzentralstelle vom 21. 12. 1939, VEJ, Bd.4, S.190-191.

⁷³ Ebd., S.192.

薬、爆薬、毒薬、外貨、宝飾品、余分な貨幣を調べる⁷⁴。

立ち退きを命じられたユダヤ人は、ほとんどの場合、24時間以内に準備を完了しなければならなかった。多くのものが、暖房のない貨物列車のなかで輸送を生き延びることはできなかった。1940年1月のある移送列車では、寒さのため、凍死者が100人も出た。降車後、目的地までかなり長距離の徒歩行進が続くこともまれではなかった⁷⁵。

併合した諸州に入植するバルト・ドイツ人のための住宅と仕事場を十分に提供することができるよう、ハイドリヒは第二近距離計画に「中間計画」を付け加えた。1940年2月7日から3月15日までに移送列車は4万2千人以上を、ほぼ例外なく総督に送り込んだ。ヒムラーのドイツ民族性強化全権事務所は、その上、これに先立つ1月には、併合した西部ポーランドからの全大量追放のための「全体計画」を作り上げていた。これによれば、長期的には340万人を下らないポーランド人をこの地域から追放する計画であり、全ユダヤ人については、はやくも「40年春まで」完了することになっていた⁷⁶。

3. 対英仏戦争と追放・ゲットー化強行——1941年春まで

【対英仏戦時経済体制構築と労働力の必要性】

1939年9月1日のナチス・ドイツの奇襲攻撃、これに対する英仏の9月3日の宣戦布告により勃発した戦争だが、英仏はポーランド支援の軍隊を送ることではなく、陸上での戦闘開始の40年5月までは周知のように「奇妙な戦争」、「まやかしの戦争」などと称された。だが、英仏との軍事的衝突の準備を進める中で、次第にポーランド占領政策における経済的考慮も前

⁷⁴ Ebd., S.192-193.

⁷⁵ Ebd., S.36. Dok. 71, Niederschrift vom 8. 1. 1940 von Franz Abromeit, Danzig, über eine Besprechung im RSHA, VEJ, Bd., 4, S.199.

⁷⁶ Ebd., S.36.

面に出てくることになった。1940年2月12日の東方問題会議で、経済政策担当の四か年計画全権ヘルマン・ゲーリングは、占領当局に、「もっと戦争経済の諸要求に配慮するよう」警告を発した。併合諸州、すなわち新しい「東部の諸大管区」は、一方では農業生産を引き上げなければならず農業労働力需要は増大し、他方では旧ドイツに労働力を大規模に提供しなければならなくなつた⁷⁷。そのことは、今後、ポーランドからの移送を西方に向けることを意味した。

ゲーリングは、総督フランク、親衛隊全国指導者ヒムラー、大蔵大臣フォン・クロージク、併合諸州責任者などが列席する上の会議冒頭、「東部でとるべき全諸措置の最高の目標は、ドイツ戦争ポテンシャルの強化でなければならない」と断言した。その見地からすれば、東部の新諸州（大管区）は、旧ドイツのスタンダードに「直ちにはもたらすことはできない」。生活条件の均等化は、オストマルク（オーストリア）やズデーテン大管区よりも遅くならざるを得ない。戦争終結後にはじめて全力で東部の復興を遂行できるのだった⁷⁸。

⁷⁷ すでに19世紀半ばから20世紀にかけて、ルール地帯を中心とする鉱工業の急激な発達が、東部農業地帯からのドイツ人労働者を吸引し、さらにポーランド人労働力の需要を拡大し、その空白にさらに東のポーランド地域から農業労働力を吸引するのは、一方では経済的な必然的連関であり、他方では東部地域の民族構成の変化を意味し、ドイツ・ナショナリズムとの軋轢を抱える問題であった。伊藤定良（2020）。今野元『マックス・ヴェーバー——ある西欧派ドイツ・ナショナリストの生涯』（東京大学出版会、2007）、第二章第二節、同『マックス・ヴェーバー——主体的人間の悲喜劇』（岩波新書、2020）、第2章。同『多民族国家プロイセンの夢——「青の国際派」とヨーロッパ秩序』（名古屋大学出版会、2009）、第3章、第4章。野口雅弘『マックス・ウェーバー——近代と格闘した思想家』（中公新書、2020）。労働力の需要・移動という経済的な連関とナショナリズム・国民的経済との衝突ないし軋轢は、現代の重要な問題でもあり、ブレクジット紛争の主要な原因の一つである。

⁷⁸ Niederschrift der Besprechung Görings mit den Chef der Besatzungsbehörden in den annexierten westpolnischen Gebieten über Wirtschaftsfragen in Karinhall, 12. 2. 1940, IMG, Bd.XXXVI, Dok . 305-EC, S.300.

農業の課題は、所有関係がどうあれ、新東部諸州から可能な限り最大限の農業生産を引き出すことになった。この全責任は食糧農業大臣が負っている。農地を取得できるのは、バルト・ドイツ人とヴォリューニエン・ドイツ人だけだ。ポーゼンとヴェストプロイセンは、再び相当の余剰を旧ドイツに提供する「ドイツの穀物庫」にならなければならない。工業では、戦争のために重要性を持つすべての防衛上重要な諸工業経営を再建しなければならない。全東部地域は、原料、屑鉄その他の廃品の供給に特別の尽力をしなければならない。ゲーリングはこれに「教会の鐘」も含める計画や「總統のための非鉄金属寄付」に言及した。また、特にアルミニウム屑、ゴム屑、皮革の重要性を強調した。経済の望ましい維持のためには十分な労働力が必要であり、これは「広範囲にポーランド人」となる。したがって、「すべての疎開諸措置は、役に立つ労働力が消えうせないように行わなければならない」。その上、全東部地域は、旧ドイツに「予定数の労働力を差し出さなければならない」と⁷⁹。

【ドイツ人入植者の農地・宅地の必要性、総督府の受け入れ困難事情】

他方では、これまでの西から東への、併合諸州から総督府ポーランドへの大量追放計画は、ワルシャワなど戦闘による破壊で破滅状態に陥っている。

⁷⁹ IMG, Bd.XXXVI, Dok . 305-EC, S.300-301. この会議では、民族性強化全権として参加しているヒムラーが、7万人のバルト・ドイツ人と13万人のヴォリューニエン・ドイツ人のための空間を創出しなければならないと発言。これまで、「おそらく30万人（8百万人のポーランド人のうち）よりも多くはない人数」が疎開したにとどまっている。ヴォリューニエン・ドイツ人のためには、「今年、ポーゼン、ヴェストプロイセン、南東プロイセン、総督府隣接の帶状地帯からポーランド人農民を移住させることになろう」と。しかし、住民移し替えの困難と戦時の必要性から、当面、4万人のリトアニア・ドイツ人、8万から10万のブコヴィナ・ドイツ人、10万から13万のベッサラビア・ドイツ人の計画は、見合わせたと。さらに、ヴァイクセル東方のルブリン地域——ユダヤ人保留地と予定されている——から3万人のドイツ人を新しい東部大管区に事が必要になるとも。Ebd., S.305-306.

る総督府のドイツ占領諸官庁が、貧窮化した大量の人間グループの流入をさばくことができず、またそうしたくなかったので、頓挫せざるを得なくなる事情があった。特に約25万人のユダヤ人が住むウッチとその周辺が総督府ではなく、併合州ヴァルテガウに組み入れられたことによって、追放すべき人数は劇的に増加していたのである。総督フランクは、この間、ベルリンで「ヴァイクセル川東部の総督府を一種のユダヤ人保留地と見なそうとする」傾向があることに悲鳴を上げていた。彼は、1940年3月初めには移住作戦が削減されることを期待し、場合によっては、「約10万から12万のポーランド人、約3万人のジブシー、それにしかるべき数のユダヤ人を旧ドイツから」受け入れざるをえなくなるのでは、と負担増を覚悟していた⁸⁰。

その間に、1939年11月に停止された旧ドイツに住むユダヤ人の追放が、40年2月にゲシュタポによって再開された。緊急の契機は、ここでもバルト・ドイツ人のための住居の確保であった。シュテッティンからの千人と3月シュナイデミュールからの約160人の追放は、外国でセンセーションに取り上げられ、したがって外務省では不満がたかまつた。3月24日、ゲーリングは帝国防衛閣僚会議議長としての職権で、さしあたりこれ以上の追放を禁止した⁸¹。

【第二近距離計画の遅延と第三近距離計画】

中間計画を入れて、1940年3月半ばまでに総数11万人が併合諸州から追放され、特に近接のラドムとワルシャワに送り込まれた。明らかに予定より遅れて、4月1日に第二近距離計画の追放が始まった。今や、被追放者の圧倒的多数は、ポーランド人であった。40年秋には、改めてかなりの数のポー

⁸⁰ Das Diensttagebuch des deutschen Generalgouverneurs in Polen 1939-1945, hrsg. v. Werner Präg und Wolfgang Jacobmezer, Stuttgart 1975, S.146f.(4. 3. 1940), z. n. VEJ, Bd.4, S.37.

⁸¹ Verfolgung, Vertreibung, Vernichtung. Dokumente des faschistischen Antisemitismus 1933 bis 1942, hrsg. von Kurt Pätzold, Frankfurt/M. 1984, Dok. 233, S.262, z. n. VEJ, Bd.4, S.37.

ラント人が総督府に追放された。今度は、ヴァルテガウにブコヴィナとベッサラビアのドイツ人を入植させるためであった。また、国防軍の訓練場を創出するためであった。同時に、特にウィーンの大管区指導部は、39年秋に開始した「自分たちの」ユダヤ人の追放を再開するよう執拗に要求していた⁸²。

そこで、ハイドリヒは、1941年1月に第三近距離計画を作成した。これは、併合諸州から77万1千人、そのほとんどがポーランド人とウィーンのユダヤ人6万人を総督府に移送することを予定していた。このプロジェクトもほんの端緒にとどまったが、それでも警察は2月5日以降、約2万5千人のポーランド人を併合諸州から、5千人のユダヤ人をウィーンから追放した⁸³。

1941年3月15日ゲシュタボ長官ミュラーは、ライヒ保安本部ユダヤ人移住専門官アイヒマンに、追放を停止するよう指令した。優先案件が変わった。国防軍は総督府で対ソ進軍の準備をはじめたのだ。総督府は、独ソ不可侵条約段階とは違って、対ソ攻撃の前進基地となる。移住センターは、他の親衛隊・警察および占領当局と協力して、それまでに公式には36万5千人、後の計算では約46万人の併合地域住民を総督府に送り込む大量追放を組織していた。その中には約10万人のユダヤ人が含まれていた。さらに何万人かが、ダンツィヒ・ヴェストプロイセンにおけるように「野蛮な追放」の犠牲となり、あるいは東の方向に逃亡した⁸⁴。

旧ドイツの親衛隊保安部とゲシュタボは、以前と同じようにユダヤ人の受け入れ諸国への移住をしゃにむに推進し、ポーランド・ユダヤ人はすでに退去処分を受け、追放されていた。被追放ユダヤ人には、受け入れ地で

⁸² VEJ, Bd.4, S.37.

⁸³ Ebd. 野村真理『ウィーンのユダヤ人——19世紀末からホロコースト前夜まで』(世界思想社、2012)。史料集では、ここに追放ユダヤ人の悲惨な状態を描くものとして、カプランの日記の一節を紹介している。一次史料として貴重な日記全部を参照されたい。ハイム・A・カプラン著、アブラハム・I・キャッチ編『ワルシャワ・ゲットー日記——ユダヤ人教師の記録』(上) (下) (松田直成訳、風行社、1993、1994)。1939年9月1日の戦争勃発から42年8月4日夜の日記である。

⁸⁴ VEJ, Bd. 4, S. 38.

適切な宿泊所は存在せず、十分な食物がなかった。受け入れ地のユダヤ人共同体は、彼らを助けようと努力はした。しかし、地域の占領当局から支援を受けることはほとんどなかった。彼らにとっては、被追放者たちはむしろ招かれざるものであり、できるだけどこかに追いやってしまひたかった。ユダヤ人難民は資金がなく、したがってかなりの長期にわたり貯えで生き延びることはできなかった。彼ら被追放ユダヤ人は、総督府のユダヤ人共同体の最も弱い部分であり、1942年にこの地域で体系的な大量殺害作戦がはじまったとき、最初の犠牲者となった⁸⁵。

旧ドイツ国境隣接のほとんどのポーランド地域から、1941年春までにユダヤ人住民が追放された。だが、新しいドイツ諸州の東半分には、なお40万人から45万人の土着のユダヤ人がいた。そのうちヴァルテガウだけで25万人以上いた。ツイヒエナウ行政区域にはまだ4万人以上、そして、オーバーシュレージエンの東の「オストシュトライフェン」には10万人がいた。彼らの一部は、労働力として扱われた⁸⁶。

ナチ党国家指導部のもともとの計画、すなわち、すべてのユダヤ人を併合した東部地域から遠ざけること、これは頓挫した。しかし、西部における電撃戦の勝利でフランスを占領支配するに至った1940年夏の段階では、すべてのユダヤ人をフランスからマダガスカルを手に入れて送り込む計画が議論された。だが、この計画はドイツがフランスと戦争を継続している間は実現不可能であり、海上霸権を得ていない以上なんともできないことは明白だった。これは一時的な単なる机上の議論にとどまった。以前の移住・追放計画の実現をめぐる軋轢は、この後の行動も規定した。ユダヤ人保留地構想やマダガスカル計画も含め、「領域的最終解決 (territoriale Endlösung)」は、繰り返し議論され、着手された。しかし、受け入れ諸地域の官僚的抵抗は非常に大きく、それぞれの該当地域の社会にとって受け入れの諸結果は、極めて深刻であった。こうした諸経験が、占領諸官庁

⁸⁵ Ebd.

⁸⁶ Ebd.

に1941年にもっと野蛮な方法に手を出す用意をさせた⁸⁷。

4. 全般的衰弱・大量的餓死への道

【ゲットー化強行の正当化】

すでに見たようにハイドリヒは1939年9月、ユダヤ人を近いうちに東方に追放するつもりで、その前提としてひとまず交通事情の良好な諸都市にユダヤ人住民を集中することを命じた。しかし、すぐにこの強制移送プロジェクトが実行不可能だとわかり、39年の年末には、集めたユダヤ人を特定の都市区画のなかに隔離する諸提案が責任部署で議論された。しかし、これは併合した新諸州でも総督府でも一般的な命令で自由に処理できるものではなく、したがって、ゲットー化の進展には地域により非常な違いがあった⁸⁸。

ドイツ当局は、ゲットーと名付けられた閉鎖的ユダヤ人都市区画の形成で、いくつかの目標を追求した。特にユダヤ人は集中され、ポーランド人から隔離され、場合によっては迅速に追放できるようにしておく必要があった。多くの事例ではほかの諸理由も挙げられた。ユダヤ人は「汚い」し、「伝染病の運び人」で、ドイツ人とポーランド人の住民を病気感染から保護するためには隔離されなければならないのだ、と。さらなる口実として、ユダヤ人は闇市場のもっとも重大な参加者であり、彼らの監視をよりよくすることができるためにはゲットーに集中しなければならないのだ。あるいは、彼らの中には「周知のようにたくさんのスパイがいる」ので、治安上の諸理由から、ゲットーが設置されたのだ、と。最初のゲットーは、1939年末、ラドム近郊の小さな二つの町に設置された。そこでは民政当局者がイニシアティヴを執った。彼らは、大規模な移住プロジェクトの実現を待つ気がなかった⁸⁹。

⁸⁷ Ebd.

⁸⁸ Ebd. S. 46.

⁸⁹ Ebd.

大規模移住挫折は、カーリシュの県知事ユーベルヘアにもウッチ（40年4月からはドイツ語名リッツマンシュタット）にゲットー設置を決断させた。彼は、1939年12月10日の極秘回状で「ゲットー形成」を伝え、ナチ党、ウッチ市当局、秩序警察、治安警察、どくろ部隊、商工業会議所、税務署などに必要事項を伝達した。彼によれば、ウッチには「今日、約32万人のユダヤ人」がいた（実際には、40年4月末、ゲットー地区閉鎖時点できりぎり16万人）。彼らの「即座の疎開は不可能」であった。しかし、この多数のユダヤ人を一か所の閉鎖空間に閉じ込めることもできなかった。そこで、ドイツのエネルギーセンター創出とフリースペースのために必要な空間からユダヤ人を「清掃」して、ほとんどもっぱらユダヤ人が住んでいる町北部地区にゲットーを作る。そして、町の他の地区に住んでいる労働可能なユダヤ人は労働部門にまとめ、兵舎ブロックに入れて監視することにした⁹⁰。この町のユダヤ人共同体代表はゲットーの財政をその住民の労働によって賄うことを提言した。彼は広範囲の工業を設立し、そこで男女子供が特に国防軍やドイツ企業のための衣類や靴の製造にあたった⁹¹。

ワルシャワではゲットー形成があまり直線的ではなかった。ここでは統一的指針が欠如し、非常に即興的に進められた。ポーランドの旧首都には約40万人のユダヤ人が住み、ニューヨークについて世界第二番目の大きさ

⁹⁰ Dok. 54. Rundschreiben (geheim) des Regierungspräsidenten in Kalisch, Uebelhoer, an die örtlichen Partei- und Polizeibehörden vom 10. 12. 1939, VEJ, Bd.4, S.171.

⁹¹ 国防軍用の製品の生産により、このゲットーは占領下ポーランドのすべてのゲットーのなかで一番長く存続した。解体は1944年夏であった。ただし、1941年10月以降、戦時中の「臨時措置」的「部分疎開」政策の強行により、ウィーンなどからウッチに新しく連行された2万人のユダヤ人や5千人のジプシーは、燃料・食料・宿泊所などの欠乏で受け入れ余地なしとして、12月から郊外クルムホーフにおいて移動型ガス自動車で殺害された。拙稿「特殊自動車とは何か——移動型ガス室の史料紹介」『横浜市立大学論叢』社会科学系列、56-3、同『ホロコーストの力学——独ソ戦・世界大戦・総力戦の弁証法』（青木書店、2003）、第4章、第5章。

のユダヤ人共同体を形成していた。その人数は、開戦からたくさんの被追放民と難民の避難場所となつたので、まだ増えていた。ユダヤ人評議会は、ゲットーの即時形成を1939年11月4日に要求されたが、さしあたりはまだ都市司令官の介入により回避できた。しかし、総督フランクとワルシャワ地区長官ルートヴィヒ・フィッシャーは、ワルシャワに「ユダヤ人のために特別のゲットーが作られなければならない」との見解で一致した。当面は、都心北部の主としてユダヤ人が住む地域が、「伝染病封鎖地区」として警告標識と有事鉄線で区切られた。1940年3月末、ポーランド人青年一味が繰り返しワルシャワ・ユダヤ人を襲撃したとき——これがドイツ占領当局に黙認されていたのか微発されたのかは不明——、ユダヤ人評議会は、2ないし3メートルの高さの壁を地区周囲に張り巡らす命令を受け取った。隔離壁はユダヤ人が金を出して建設しなければならなかつた⁹²。

かなり沢山の道路や全都市部分での住居・滞在の禁止は、ユダヤ人の生活圏をだんだんと狭めていった。ついに1940年9月12日、フランクはワルシャワではゲットーを閉鎖することにした。「50万人のユダヤ人の危険が非常に大きく、このユダヤ人の放浪の可能性が禁圧されなければならない」と⁹³。11月半ば、閉鎖を実行し、ドイツ人とポーランド人の警察官がユダヤ人警察員と一緒に、出入りを監視した。4平方キロに約40万人が詰め込まれ、ワルシャワ住民の30パーセントが都市の2.4パーセントの空間に押

⁹² Diensttagebuch des deutschen Generalgouverneurs, S.59(7.11.1939), z. n. VEJ, Bd.4, S.47. ゲットー内部の次の日記（一次史料）は、1940年1月から始まる。すでに「ワルシャワのユダヤ人の死亡率はおそらく高くなっている」。エマヌエル・リングブルム『ワルシャワ・ゲットー——捕囚1940 - 42のノート』（大島かおり・入谷敏男訳、みすず書房、1982）、6。42年9月22日、ヒトラーの「速やかな突然の没落しかわれわれに救済をもたらしえない」。「抵抗をしなければならない。大人も子供も、敵に向かって身を守らねばならない」（同262、263）。日記の最後は、42年12月14日。隠れ場所を作る苦労、せっかくの「潜伏場所がばれるケースの90パーセントまで、あはき手はユダヤ人警察だった」（273）。

⁹³ Diensttagebuch des deutschen Generalgouverneurs, S.281, z. n. VEJ, Bd.4, S. 47.

し込まれた。各部屋で6人から7人が生活した。何千人かは困窮者用宿泊施設に潜り込むか、最悪の場合、露天生活を余儀なくされた⁹⁴。

ユダヤ人の劣悪極まる生活諸条件は、もちろん、戦闘とそれによるワルシャワをはじめとする諸都市の破壊の結果であり、「ポーランドの全般的経済生活への深刻な激震」によるものだった。それが、人種階層の最底辺にイデオロギー的に位置づけられたユダヤ人に最も重くのしかかるという構造である。解体された諸企業に代わってしばしば非ユダヤ企業が大規模に誕生した。ワルシャワでは戦闘終結後の数か月間に、23の非ユダヤ系の大企業（といっても従業員20人以上の意味）が成立した。その上、総督府のポーランド人住民の圧倒的多数派は戦争前には農業に従事していたが、自分たちの土地にとどまり、仕事をし、生計を立てていた。ポーランド人労働者と政府官吏の大多数も、ほとんどが工場や諸官庁で彼らの以前の職を維持していた。これと全く反対なのがユダヤ人の経済生活であり、最初は戦闘の厳しい損害によって、そのあとは、ユダヤ人経済に向けられた「体系的法的指令により」破滅させられたのである⁹⁵。こうした階層的差別性は、キリスト教が支配的なポーランド人大衆の中に浸透していた反ユダヤ主義と関連していたことは、見ておく必要がある⁹⁶。

閉鎖されたゲットーでは、食料があまりにも少なすぎた。飢餓に陥り、

⁹⁴ VEJ, Bd.4, S. 47.

⁹⁵ Dok. 162, Denkschrift, Juli/August 1940: Die Zerstörung der jüdischen Positionen in Polen, VEJ, Bd.4, S. 370-371.

⁹⁶ ポーランドについては、小原雅俊・松家仁共編訳『論争・ポーランド現代史の中の反ユダヤ主義：資料集』（東京外国语大学海外事情研究所、正、統、第2集、1997～1998）。特に第三帝国対ソ攻撃開始直後の暴発については、松川克彦「ポーランドのユダヤ人とイエドヴァブネ事件」「世界の窓——京都産業大学世界問題研究所所報」第17号、京都産業大学、2002年、解良澄雄「ホロコーストと「普通の」ポーランド人——1941年7月イエドヴァブネ・ユダヤ人虐殺事件をめぐる現代ポーランドの論争」「現代史研究」57、2011、同「ポーランドとホロコーストイエドヴァブネからの問いかけ」石田勇治・川喜田敦子編『ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ』（勉誠出版、2020）、第六章。

衰弱したユダヤ人たちに、伝染病が蔓延した。「通りには何百人のぼろぼろの服をまとった乞食、子供が一切れのパンを求めて泣いていた。女性たちが通りに倒れこみ、飢餓で疲弊していた。あまりにも長い間飢餓状態にあるものは、腫れあがった足、膨れた顔になり、もはや歩くことができない。道路で長い間横たわっているものは、再び立ち上がれない」⁹⁷。

地方当局は、1941年初めにワルシャワより西のすべての郡からユダヤ人をゲットーに入れる命令を出して、状況をさらに先鋭化させた。第三近距離計画の枠内でポーランド人が併合地ヴァルテガウからこれらの地域に追放されたからである。それは、ふたたびブコヴィナとベッサラビアのドイツ人の場所を作り出すためであった。そこで、約5万人のユダヤ人が住まいを去り、ゲットーに移住しなければならなかった。追放されたユダヤ人のほとんどは、宿泊場所と仕事を得るチャンスがなかった。その上、41年3月には、ウィーンとダンツィヒからの追放列車がゲットーに到着した。いまや44万5千人もが狭い空間に押し込まれた⁹⁸。ゲットー住民にはゲットー規則違反に対し厳しい罰則規定が定められ、罰金刑から3か月間の拘留刑が課された。40年12月の罰則規定は、許可のない退去を死刑に処するものとした⁹⁹。

統一的な指令が欠如していたので、総数約600のゲットーが占領ポーランドで閉鎖時期やそのときどきの形成のあり方で違っていた。クラカウやラドムはルブリン市と同じようにゲットー化が全体として1941年春になって初めて、すなわち対ソ戦準備過程で遂行された。ユダヤ人が追放された家々はドイツ兵士の宿舎として使われた¹⁰⁰。

⁹⁷ Bericht Sophie Leviathan, AŽIH, 302/233, Bl.32, z. n. VEJ, Bd.4, S. 48.

⁹⁸ Götz Aly, "Endlösung". Völkerverschiebung und der Mord an den europäischen Juden, Frankfurt/M. 1995, S. 74, 83f, z. n. VEJ, Bd. 4, S. 48.

⁹⁹ Dok. 211, Schreiben des Chefs des Distrikts Warschau, vom 17. 12. 1940, VEJ, Bd.4, S. 466.

¹⁰⁰ VEJ, Bd.4, S. 48.

おわりに——対ソ戦勝利の確信のもとでの新たな追放構想——

【対ソ戦準備と過密化・伝染病蔓延・大量死】

1941年春、反ユダヤ主義政策の枠組みが根本的に変化した。ナチ国家指導部と国防軍が対ソ戦準備を開始したからである。ポーランドのユダヤ人は戦争準備を直接肌で感じることができた。ドイツ軍に場所を提供するため、総督府東部の多数のポーランド人が、住居を明け渡さなければならなかつた。今やポーランド人のためにユダヤ人住宅が割り当てられ、玉突き的にユダヤ人がさらにゲットーに移住させられた。41年春、ルブリンやクラカウ、ラドムにゲットーが設置された。同時に、既存のゲットーの状態はさらに悪化した。完全に過密化したワルシャワ・ゲットーでは、発疹チフスが蔓延し、毎月、何千人もが死んだ。何十万の住民は餓死寸前¹⁰¹。

大量死は1941年6月に治安平定・射殺部隊であるアインザッツグルッペが東部ポーランドに進駐するよりもかなり前に始まっていたのだ。占領者は、自らが原因となった、そして繰り返し嘆かれた「耐え難い状態」を契機として、ラディカルな除去策に突き進んだ。閉鎖と劣悪な食糧事情がゲットーでたくさんの病気を引き起こし、ドイツ当局は伝染病伝搬者としてユダヤ人に徹底的な態度をとるよう要求した。ゲットーの飢餓状態によって、ユダヤ人には闇商売と闇市が死活問題となつた。ドイツ当局からは、「ユダヤの闇商人は全滅されるべきだ」となつた。だが、その上に、当初の諸計画に従つて、閉じ込められたものに食料を供給することも余儀なくされた。この状況で、合理化専門家が計画に登場した。ワルシャワ・ゲットーを、彼らは特に不採算と見なした。リツツマンシュタット・ゲットー会計

¹⁰¹ VEJ, Bd. 4, S.54. 1942年以降の絶滅政策期におけるユダヤ人の絶望的状態が、すでに41年春に始まっていたことを確認する必要があつる。ブラドカ・ミード『壁の両側——ワルシャワ・ゲットー1942~1945』(エリ・ヴィーゼル序文、滝川義人訳、クブクブ書房、1992)、アブラハム・レビン『涙の杯——ワルシャワ・ゲットーの日記』(A・ボロンスキ編、滝川義人訳、影書房、1993)。

検査院やワルシャワ・ゲットー経済性管理委員会の監査人は、ドイツ当局がこれら二都市の強制住宅地区に年総額5千万マルクを出さなければならぬと見積もった。「もしも、もっと多くを就業させることができず、閉鎖を緩めることもできなければ」と¹⁰²。

【ユダヤ人追放の新たな展望】

ソ連に対する勝利の展望によって、占領下ポーランドのドイツ当局幹部には、新しい視野が開けた。1941年初めにもなお、ハンス・フランクは、ユダヤ人が「マダガスカルへ、あるいはその他どこかへ行こうと、われわれには全く関心がない。われわれにとってはアジア系のこのごたまぜが再びアジアへ逆戻りすれば一番いいのだ」などと表明していた¹⁰³。41年3月17日にフランクがヒトラーと昼食を共にしたとき、ヒトラーは、総督府は「ユダヤ人から完全に解放される最初の地域になろう」と請け合っていた¹⁰⁴。4月19日のデモンストレーションで演説したフランクは、総督府が「わが兵士の豪胆さのおかげで、ドイツになり、ヴァイクセルの渓谷はその水源地から大洋への河口までラインの渓谷とおなじようにドイツのものとなろう」と¹⁰⁵。

41年6月20日、対ソ奇襲攻撃開始2日前、ゲッベルスはヒトラー、フランクと会ったことを日記にとどめ、フランクが彼の支配領域のポジティヴな諸期待を述べたと書いている。「フランク博士は、総督府について語った。そこではユダヤ人を追放できると喜んでいる。ポーランドのユダヤ民族はしだいに落ちぶれている」と。この時点でおなじく、占領ポーランドの責任者たちは、「ユダヤ人問題最終解決」が追放を意味するとみなしていた。しかし、

¹⁰² Diensttagebuch des deutschen Generalgouverneurs, S.330f. z. n. VEJ, Bd.4, S.54.

¹⁰³ Ebd.(22. 1. 1941), PS-2233, IMG, Bd.29, S. 469.

¹⁰⁴ Ebd.(19. 4. 1941).

¹⁰⁵ 19. 4. 1941, PS-2233, IMG, Bd.29, S. 471.

どこへ追放するのか、それは不明であった。おそらくは、総督府に隣接するプリピヤチ湿地地帯、あるいは北ロシアの北冰洋地域か、と¹⁰⁶。

(投稿：2020年10月28日)

¹⁰⁶ Die Tabebücher von Joseph Goebbels, Teil I: Aufzeichnungen 1923-1941. Bd.9: Dezember 1940-Juli 1941, hrsg. Und bearb. Von Elke Fröhlich, München 1998, S.389f. z. n. VEJ, Bd.4, S. 55. ドイツ民族性強化の長期構想は、実現可能性がなくなったスターリングラード敗北後も、いや終戦間近まで「学術的に」練られることになる。パトリック・ヴァーグナー「入植と大量虐殺による「ドイツ民族」の創造——「東部総合計画」と学術的民族研究」石田・川喜田編(2020)、第五章。

横浜市立大学学術研究会の運営・編集体制

2020（令和2）年度

会長 相原 道子

運営委員長 安川 文朗

副委員長 中谷 崇

会計委員 板垣 明美

会計監査人 藤崎 晴彦

運営委員 清見 礼 関本 奏子 永松 陽明

*会長、会計監査人を除く上記6名が編集委員会（編集委員長：中谷 崇）を構成

『横浜市立大学論叢』社会科学系列 第72巻 第1号

2021(令和3)年3月8日印刷 2021(令和3)年3月12日発行

発行者 横浜市立大学学術研究会

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸22-2

Tel:(045)787-2085 Fax:(045)787-2085

Website: <https://gakken5.wixsite.com/gakken>

印刷所 株式会社 ポートサイド印刷

〒236-0002 横浜市金沢区鳥浜町16-2

Tel:(045)776-2671 Fax:(045)776-2678

Website: <https://www.portside.co.jp/>

THE BULLETIN OF YOKOHAMA CITY UNIVERSITY

Social Science

Vol.72 No.1 Academic Year 2020

Articles

Subject-specific Impact of the Entrepreneurship Education Program: An Examination of Lectures, Project-based Learning Courses, and Guest-lectures by Entrepreneurs at Kyushu University and Yokohama City University

Michiko ASHIZAWA, Masaki MATSUNAGA, Mariko WATANABE … 1

Tourists Behavior of International Tourists in Tokyo and Avoidance Attitude to Olympic and Paralympic Games for Their Travel

Takayuki ARIMA, Soichiro MINAMI, Nao NIWA,
Tomoyuki INAGAKI, Tetsuo AKIYAMA … 25

The Literature Reviews for Evidence-based Policy Making Makoto KUROKI … 53

Empirical Factor Analysis on Work-Life Balance: Using Gender Equality Survey Data on Fukui Prefecture Daisuke KOIZUMI, Makoto KUROKI … 77

Expansion of the Third Reich and "Solution of Jewish Problems" 1939. 9 -1941. 3
Michiteru NAGAMINE … 93

Case Review

Director's Duty to Monitor and Establish Internal Control: The Case of Riso Kyoiku Co., Ltd., (Tokyo D. Ct. Mar 29, 2018) Shushi NAGAHATA … 137

Historical Retrospect

The Birth of Higher Education in Yokohama City Takenori SAITO … 155

Published by

Arts and Science Society of Yokohama City University

22-2 Seto, Kanazawa-ku, Yokohama 236-0027, Japan